

虚構の改憲論 VS 日本国憲法の哲学

ウクライナ侵略を奇貨とした改憲論の虚構性

長峯信彦

ながみね のぶひこ
愛知大学法学部教授、憲法

一 凄惨なウクライナ侵略と 「平和のうちに生存する権利」

ロシアによるウクライナへの軍事侵略から二カ月近く経った。悪辣極まる蛮行であり、許されざる暴挙だ。大統領プーチンはいずれ、戦争犯罪人として公けの裁きの場に必ず引き出されるべきである。この問題を考える上で忘れてならないのは、心あるロシア人が世界中に多数

いるということである。ウクライナを応援する余り「ロシア人は悪だ」といった排除の言説を振りまくことがあってはならない。悪いのはプーチンとその取り巻き連中なのだから。ロシア国内では反戦デモが日々行なわれており、侵攻後三週間で既に一万五千人が逮捕されたという。これだけの逮捕者が出るということは、その数十倍の人が街頭に出て反戦活動している可能性が高い。今こそロシア人排除ではなく、世界中の市民が理性と良識を以て連帯し、戦争に抗していかなければならない。

開戦一カ月の間、驚くべきことにロシア軍の将軍が少なくとも六人は標的殺害されている。もし本当に、軍師大国の将軍が僅か四週間で六人も戦死したとすれば、異例も異例、ロシア軍のメンツは丸潰れだろう。その一方でロシア軍は、国際的に違法な燃料酸化爆弾・クラスター爆弾を使用している。白リン弾も含め、極めて殺傷力の高い非人道的兵器を次々と使用した。この事実も逆にプーチンの焦りとも看取されよう。併せて生物化学兵器や戦術核（実戦用に小型化された核弾頭）の使用までが危ぶまれており、予断を許さない。悲しい限りである。

により非武装のウクライナの民は少なくとも数千人が殺されており、子どもも数百人は含まれる。地獄の惨状だ。これらの光景を観るにつけ、日本国憲法前文の「平和のうちに生存する権利（平和的生存権）」が、あらためて深い響きを以て、私たちの胸に突き刺さる。

ロシアはかつてチェチェン（内戦）やシリア（アサド政権防衛のための派兵）でも同様に残酷な集団殺戮をした「重い前科」がある。二〇一四年クリミア侵略の際も国際社会は批判はしたが、今回ほど強くは非難しなかった。プーチンがこれに味をしめたであろうことは想像に難くない。欧州系白人が殺戮されるまで強く反応しなかった国際社会は、責任が問われなければならない。

ところで、開戦三週間ほどで米国防省や米英の研究から「露軍死者は六〜八千人」との分析が出された。一方ロシアもシリア兵を金銭募集する旨を公然と語ったことから、死者数の多さは事実に近いと思われる。死者の中には強制徴兵された一八歳兵士（職業兵ではない）も相当含まれている。戦地に赴いて「死ぬ覚悟」などなかった当の若者のもとより、親や周囲の悔しさ悲しさはいかばかりであろうか。ロシアの「兵士の母の会」は強く反応し始めており、政権の今後を左右するであろう。

許されない。ロシアは恐怖の占領統治を可視化したいのか、あるいは將軍殺害や何千人もの兵士の死などで膨大な痛手を被ったことへの激昂・報復なのか、単に「戦場の狂気」では語れないほどの酷たらしさに、世界中の心が締めつけられている。全てプーチンによる戦争犯罪（大量虐殺＝ジェノサイド）である。無慈悲な空爆・砲撃